

- 観音寺市では、再委託が見込める私有林・人工林を優先的に抽出、順次、森林所有者の意向調査を実施し、状況に応じて「地元森林組合と連携した森林経営計画への誘導」と「経営管理権の受託・集積」を選択することで、森林整備面積の拡大に取り組む方針。
- 令和2年度より、国庫・県費補助の造林事業に対する市の上乗せ補助制度を創設している。
- 令和5年度においては、「森林整備担い手育成確保対策事業」として、県及び近隣他市と協調し地元森林組合による高性能林業機械の導入を支援した。
- 現在、地元森林組合において、森林経営計画の策定が進められており、市の上乗せ補助制度を活用した、搬出間伐等森林整備の実施につなげていく方針。

□ 事業内容

1 森林経営管理事業

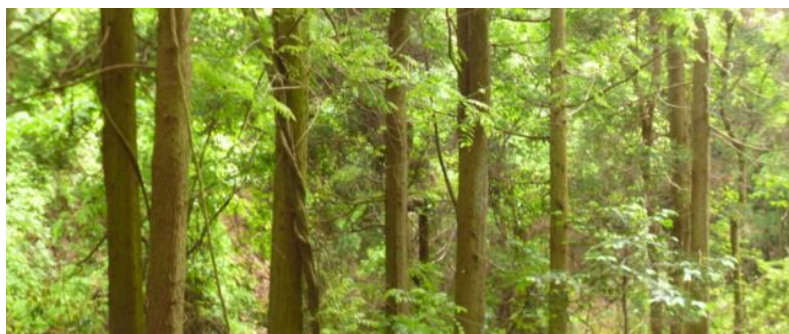
- ・ 「森林整備担い手育成確保対策事業」として、県及び近隣他市と協調し地元森林組合による高性能林業機械の導入を支援した。
- ・ 国または県が補助する造林事業に対し、市独自の上乗せ補助を行う。
※R5年度については実績なし。

【事業費】 654千円（全額譲与税）

2 基金への積立

- ・ 譲与税の執行残額については、後年度における効果的な森林整備等に充てるため、全額積立てを行った。

【事業費】 8,150千円（全額譲与税）



（写真：森林経営計画の策定が予定されている山林の様子）

□ 事業スキーム

1 森林経営計画への誘導と造林補助制度の活用

私有林・人工林のうち、比較的まとまりのある林班を対象地に選定し、意向調査と同時に森林整備への協力を求める。森林経営計画の対象要件を満たすこととなれば、市は管理権を受託せず、地元森林組合へ計画策定を依頼。計画に基づいた、搬出間伐等の森林整備につなげる。

国または県が補助する造林事業に対し、市が22%以内の上乗せ補助を行うことで、森林施業に係る森林所有者の自己負担額を可能な限り、抑制する。

□ 工夫・留意した点

- ・ 市に林務専門職員がいないため、地元森林組合等と意見交換を積み重ねるとともに、専門性を高め、具体的な実務につなげる。

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額	8,804千円
②私有林人工林面積（※1）	708ha
③林野率（※2）	37.3%
④人口（※3）	57,438人
⑤林業就業者数（※4）	6人

※1, 2：「2020農林業センサス」より、

※3, 4：「R2年国勢調査」より、